

平成21年 5月 7日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2008

課題番号：19730043

研究課題名 (和文) 単独行為規制基礎理論研究

研究課題名 (英文) Fundamental Research on Unilateral Conduct Regulations

研究代表者

滝澤 紗矢子 (TAKIZAWA SAYAKO)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40334297

研究成果の概要：本研究は、単独行為（中でも排除効果をもつものに焦点を当てる）に対して競争の観点から如何なる規制を行いうる、行うべきか、という問題意識の下で、単独行為規制の歴史的理論基盤に関する基礎研究を行った。検討の結果、現在の単独行為規制をめぐる議論には、複数の異なる理論的系譜が流れ込んでおり、それらが本来の前提から離れて理解され、用いられる傾向があることが明らかになった。この点を精査し、現行法に理論的寄与を行うためには、さらなる研究の継続が望まれる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	210,000	1,710,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会法学

キーワード：経済法、単独行為、排除効果、規制、歴史

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、独禁法は競争政策の促進と取引規制の要となる法律として注目されている。しかし、価格協定や入札談合のような共同行為規制と比べて単独行為規制については、相対的に理論の蓄積が少ない。また、法理論を精緻化するために必要不可欠な歴史研究は決定的に不足している状況にある。本研究は以上の背景の下でその間隙を埋めようとする

ものである。

(2) 本研究は、次のような現代的意義ももつ。日本においては従来公共的なインフラについては監督官庁が直接管理する、もしくは各種事業法等に基づいて厳しい事前規制を行っていた。しかし、近年の「規制緩和」の潮流の中でこれらの規制が廃止、もしくは緩和され、事後規制に変わりつつある。それに伴ってある事業を行う上で不可欠な施設が私

企業に排他的、もしくは分属的に支配されていることも珍しくなくなった。また、インターネットの世界に典型的に見られるように従来型の監督官庁が主導する規制のあり方では十分捕捉できない事態も生じている。本研究はこのような現状認識の下、競争の観点からの法規制のあり方について理論的に寄与しようとする問題意識をもつ。

2. 研究の目的

(1) 複数の事業者が共同して、もしくはある市場において支配的地位に立つ事業者（市場支配的事業者）が、排除行為を行うことによって当該市場もしくは隣接市場において反競争性をもたらす、もしくはそのおそれがある場合、競争の観点からその行為を違法なものとして規制する、というのは独禁法上確立した法規範になっているとあってよい。ただし、他の事業者と共同することなく単独で行う排除行為は、競争促進的効果を併せ持つことも多く、違法性の判断が難しいことが指摘されている。複数事業者が並行的に同種の排除行為を行う場合は、なおさらである。従って、単独行為については行為の外形だけから違法性を決定できないことが多く、当該行為が市場に与える影響を多面的に評価した上で違法性を決定する必要がある。行為の外形から画一的に単独排除行為を規制しては、かえって自由で創造的な事業活動、ひいては市場全体の競争を萎縮させてしまう可能性があるのである。

(2) 学説上、市場支配的単独事業者が実施する排除行為がもたらす競争上の弊害とその規制をめぐる問題は、繰り返し扱われてきた。それでも、現実に効果的な規制を行うためには、さらに法律論を精緻化する必要がある。また、複数事業者が並行的に排除行為を行うことによって、累積的に排除効果が生ずる場合の規制のあり方については、先行研究自体が少ない状況にある。

そもそも単独行為から生じた一定の排除効果が市場競争に与える影響の評価や行為と弊害との間の因果関係の判断枠組みおよび立証方法に関する法理論は十分検討されているとはいえない。また、競争上問題の

ある行為を認定できたとして、いかなる規制を行うべきか、というエンフォースメントの構築方法に関する議論も未発達である。従って、単独行為に対する規制のあり方を考えるためには、こうした点について理論的検討を深める必要がある。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、上述の問題について、歴史的観点から単独行為規制の理論的基盤について検討を行う。本研究の問題に関する先行研究として、近年比較法的観点からいくつか重要な論考を見出すことができる一方で、その理論的基盤に内在する歴史的系譜については漠然としか指摘されていなかった。本研究は、上述の問題が歴史的にいかなる法的観念群を要素として前提としており、それがどのように積み重なって、相互にいかなる関係の下で整合的に理解できるか、ということ明らかにしようとするものである。これは、従来の議論の間隙を埋めようとする基礎的研究に他ならない。

(2) 歴史研究の具体的対象は、独占禁止法、より特定的には競争の観点からの取引規制の歴史的発展において重要な位置を占めている英米法とする。歴史研究の対象を英米法に限定する理由としては、競争法政策の歴史的発展における英米法研究の重要性に加えて、以下の点も指摘しておく必要がある。日本の独占禁止法は第二次世界大戦後の昭和22年、GHQの統治下でアメリカ合衆国の影響を強く受けて制定され、その後も同国における規制や理論状況は日本の法規制のあり方を規定してきた。さらに、競争の観点からの取引規制に関する議論はアメリカで最も蓄積されており、現在の国際政治経済の状況にかんがみてその影響力は非常に大きい。従って、日本の独禁法規制を考える場合には、まずアメリカ法の理論的基盤を検討する必要がある。さらに、アメリカ法はイギリス法を継受しており、コモン・ローの理論的基層を検討するためにイギリス法の歴史にさかのぼって研究することは欠かせない。以上より、アメリカ法・イギリス法の歴史的資料を順に読み解き、理論的研究を加えることが本研究

の具体的方法となる。

4. 研究成果

(1) 研究成果の中心はアメリカ法の歴史的展開に関する研究である（発表論文①～④、学会発表①、図書①がこれにあたる）。具体的には、並行的に排他条件付取引（単独排除行為の一つ）が実施されることに伴う市場閉鎖効果の弊害を正面から扱い、クレイトン法3条（アメリカ反トラスト法において、日本独占禁止法の不公正な取引方法（独禁2条9項）のうち一般指定10項、11項、13項等にほぼ対応する）の弊害要件の解釈をめぐって各意見の間に先鋭な対抗関係を見出すことができる、Standard Oil Co. of California and Standard Stations, Inc. v. United States, 337 U.S. 293 (1949)（以下、Standard Stations 判決とよぶ）を基点として、同判決の成立基盤および現在までの受容過程を批判的に検討した。検討の結果、同判決は現在のアメリカ法において活ける法としての地位をほぼ失っているが、テキストを再読し、アメリカ判例法史上に適切に位置づけ直すことにより、本研究の課題について未だ重要な視点を提供してくれることが明らかとなった。

具体的な研究の構成は、概ね以下の通りである。

最初の作業として、上記判決をテキストに即して実際に読み解いた。上記判決はフランクファーター法廷意見（多数）、ジャクソン反対意見（少数）、そしてダグラス反対意見（単独）から成っている。研究目的との関係で注目すべきは、クレイトン法3条弊害要件の厳密な解釈によって、累積的市場閉鎖効果を違法とし、被告に対する排他的供給契約の差止めを認めた、フランクファーター法廷意見の論理構成である。フランクファーター法廷意見は、本判決に提出された2つの反対意見との対抗関係の中で、初めてその論理構成の全貌を把握できる。従って、本判決に表れた議論の対抗関係を析出し、これを分析することを通じて、法廷意見の法解釈手法及びその根底にある市場観・競争政策的判断を内在的に理解するよう努めた。

次に、以上で把握された同判決の対抗関係及びフランクファーター法廷意見の論理構成の歴史的重層性を探究した。歴史分析においては、フランクファーター法廷意見のクレイトン法3条弊害要件解釈において重視されていた、「排他的供給取引に対する連邦政府規制を通じた競争機会の確保」という取引規制法政策に特に着目している。これはフランクファーター法廷意見の成立基盤として位置づけられ、その生成過程の考察が歴史分析上重要な意味を持つからである。そこで、クレイトン法3条の制定を中心に、南北戦争後から1949年のStandard Stations 判決時までの間に、いかなる議論対立と解釈、決定の下で取引規制が変遷を遂げ、上記法政策が形成され、法廷意見が成立することになったのかを検討した。検討に際しては、上記取引規制法政策の成立について転機になったと考える1914年FTC法・クレイトン法制定と1933年に始まるニュー・ディール期を軸として大きく時代を区分している。

しかし、Standard Stations 判決は、現在のアメリカ反トラスト法において、活ける法としての地位をほぼ失っている。そこで、本研究は続いて、その理由を判例学説の受容態様の中に探求した。研究内容は、受容の時期及び内容に応じて2つに分かれている。それは、連邦政府が積極的取引規制政策を推進し、司法（ウォレン・コート期リベラル派）がこれを容認する姿勢をとりがちであった1950・60年代と、これを過剰規制として批判した反トラスト法シカゴ学派の主張が広範に受け入れられていく1970年代以降の展開である。

具体的に、前者においては、反トラスト法シカゴ学派が批判対象とした取引規制の典型構図は、1962年にフランクファーター裁判官が連邦最高裁を去ってリベラル派が安定多数を占めた時点で確立していること、それ以前では、Standard Stations 判決フランクファーター法廷意見の論理構成に連なる立場とリベラル派の間に明確な対立点が見られること、を示した。

後者については、反トラスト法シカゴ学派の批判的主張の中身と当時の文脈における意義を分析した。この中で、反トラスト法シ

カゴ学派の批判は、1962年に確立した取引規制の典型構図に向けられており、Standard Stations 判決フランクファーター法廷意見の論理構成には必ずしも当てはまらないことを確認した。一方で、反トラスト法シカゴ学派の批判的主張が広範に受け入れられていく中で、ウォレン・コート期リベラル派の反トラスト法解釈が、過去の判断として急速に顧みられなくなったこと、これに伴って、Standard Stations 判決にも同様の批判が向けられてフランクファーター法廷意見の論理構成が忘却される傾向にあることを指摘した。そして、同判決と切り離された、経済理論の裏づけにおいて現在のアメリカ反トラスト法の下でも限定的ながら累積的市場閉鎖効果の問題が意識され、議論が続けられている様子を示した。

(2)イギリス法に関する成果は、雑誌論文⑤が該当する。ここでは、単独行為規制と競争の問題について扱った最古の判決の一つとして著名な、Case of Gloucester School (1410)を内在的に精読し、同判決の意義を問い直すことを試みた。この検討を通じて、上記判決は、競争問題について直接判断しているわけではなく、現在行われている競争の観点からの単独行為規制の歴史的系譜として位置づけられないこと、従って、理論的意義も限定的なものにとどまる可能性があることを示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 滝澤紗矢子、グロスター事件判決(1410年)に見出される「競争」概念再考、法学、71巻6号、1-29頁、2008年、査読無
- ② 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造(4・完)、法学協会雑誌、124巻9号、115-164頁、2007年、査読無
- ③ 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造(3)、法学協会雑誌、124巻8号、101-163頁、2007年、査読無

- ④ 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造(2)、法学協会雑誌、124巻7号、61-149頁、2007年、査読無
- ⑤ 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造(1)、法学協会雑誌、124巻5号、1-53頁、2007年、査読無

[学会発表] (計1件)

- ① 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造、日本経済法学会、2008年、北海道大学

[図書] (計1件)

- ① 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造、有斐閣、2009年、印刷中

6. 研究組織

(1) 研究代表者

滝澤 紗矢子(TAKIZAWA SAYAKO)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：40334297

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし